

公立大学法人県立広島大学業務方法書の変更について

1 概要

平成 30 年 3 月 13 日付けで、公立大学法人県立広島大学より県に対して、業務方法書の変更認可の申請があり、地方独立行政法人法第 22 条第 3 項の規定に基づき、評価委員会の意見を聴くものである。

2 業務方法書変更の理由

○地方独立行政法人法改正（平成 29 年 6 月改正，平成 30 年 4 月 1 日施行）により，新たに業務方法書に記載されることとなった以下の事項を加える必要が生じたため。

【改正後・地方独立行政法人法第 22 条第 2 項】 ※下線部が今回追加。

…業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

<今回の法改正の考え方>

平成 26 年の独立行政法人通則法改正による，国の独立行政法人制度の次の見直しを，地方独立行政法人にも適用するもの。

- ① 監事の機能強化など法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
 - ・監事は，法人役員等に対して事務・事業の報告を求め，又は法人の業務や財産の状況の調査をすることができる
 - ・監事は，法人が法の規定による認可、承認等を設立団体の長に提出しようとするときに，当該書類等を調査しなければならない 等
- ② 業績評価制度の見直しなど PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・中期目標期間（6 年）の 4 年目が終了した段階で，当該期間終了時に見込まれる業務実績評価（中間評価）を受けなければならないこと 等

3 変更の内容

別紙のとおり。

なお，具体的な記載内容は，法改正の考え方を踏まえ，国立大学法人の業務方法書の記載を参照している。

4 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

5 根拠規定

地方独立行政法人法
第 22 条

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

平成 30 年 3 月 13 日

広島県知事様

公立大学法人県立広島大学理事長 中村健一



業務方法書改正の認可について(申請)

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき,業務方法書改正の認可を受けたいので,関係書類を添えて申請します。

公立大学法人県立広島大学業務方法書の改正について

1 趣旨

地方独立行政法人法の改正により、法人の業務方法書において業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならない旨定められた。

同様の改正はすでに国立大学法人法においても行われており、国立大学法人の対応を参考にしつつ本法人の業務方法書を改正する。

【地方独立行政法人法】

(業務方法書)

第22条(略)

- 2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。《抜粋：地方独立行政法人法改正(H30.4.1施行)で追加》

【公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則】(広島県規則)

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務委託の基準
 - 二 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - 三 その他法人の業務の執行に関し必要な事項
- 《今回改正なし》

2 改正の概要

(1) 改正の方向性

平成29年12月27日付け総務省自治行政局通知に従い、業務方法書に記載すべき内部統制の6つの基本要素を踏まえて、改正する。

- ① 統制環境(法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備)内部統制に関する基本的事項
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動(法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的、かつ、効率的に行われることを確保するための体制)
- ④ 情報と伝達(内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)
- ⑤ モニタリング(モニタリング体制(法人内部及び監事)の整備)
- ⑥ ICTへの対応

(2) 業務方法書への具体的記載事項

記載事項	対応条項
<p>①-1 内部統制に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部統制※システム</u>の整備 ※ 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律，他の法令，設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制 ・ 体制に基づくモニタリング等 	第3条～第5条
<p>①-2 法人運営に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念，役職員の倫理指針 ・ 業務の確立，マニュアル整備等 	第6条～第8条
<p>①-3 中期計画に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の策定 ・ 進捗管理，業務評価等 	第9条～第10条
<p>②-1 リスク評価と対応に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等体制整備 ・ 防災業務計画策定等 ・ 契約事務の適切な実施 	第11条～第15条
<p>②-2 研究に関するリスクに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の適正管理 ・ 研究不正の防止 ・ 知財の保護等 	第16条
<p>③ 監事及び監事監査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の権限 ・ 監事監査等 	第20条～第23条
<p>④ 内部通報・外部通報に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報窓口の設置 ・ 通報者の保護等 	第25条
<p>⑤ 内部監査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査組織の設置等 	第24条
<p>⑥ 情報の適切な管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ確保 ・ 個人情報の適切な管理 ・ 文書管理及び文書情報公開等 	第17条～19条

3 改正後の業務方法書において本学の規程で定めることとなる事項

改正後の業務方法書により、本学規程で定めることとする事項の規程整備状況は下表のとおり。
未整備の規程等については平成31年3月31日までに整備することとし、その旨改正附則に定める。

対応 条文	規程等で定めることとなる事項	整備 状況	備 考
第3条	日常業務の遂行に係るモニタリングを行うために必要な規程	△	既存の内部統制基本方針に、新たにモニタリング方法について定める。
第4条	懲戒に関する規則その他の対応の指針	○	職員懲戒規程
第6条	基本理念	○	「地域に根ざした、県民から信頼される大学」を制定済
第6条	役職員の倫理に関する規程	○	役員規程、職員倫理規程
第7条	業務マニュアル	○	各業務のマニュアルを整備済
第11条	リスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程	○	危機管理規程
第12条	防災業務計画等	○	危機管理ガイドライン
第12条	反社会的勢力への対応のあり方についての方針	—	入札公告、契約書で、反社会的勢力への対応に関する項目を明記するものの具体的な方針は定めていないため、定める。
第16条	内部牽制機能による研究費の適正経理に関する規程	○	研究費不正使用防止対策取扱規程
第16条	研究不正の防止に関する規程	○	研究活動の不正行為への対応等に関する規程
第16条	知的財産の保護に関する規程	○	知的財産取扱規程
第17条	情報セキュリティの確保に関する規則	○	情報セキュリティポリシー 情報格付け及び取扱制限要領
第18条	文書の適切な保存管理及び文書情報公開に関する規程	○	文書等管理規程 情報公開等事務取扱要綱
第20条	監事及び監事監査に関する規程	○	既存の監事監査規程あり。 (監事の報告義務の規程への明記等、条文の一部を改正する。)
第25条	内部通報及び外部通報に関する規程	○	職員からの公益通報に関する規程で内部通報窓口及び外部通報窓口を規定

4 今後のスケジュール

本学の役員会で承認後、改正後の業務方法書を設置団体である広島県に提出し、評価委員会の意見を踏まえて認可される。

(改正後)

公立大学法人県立広島大学業務方法書(案)

平成19年4月1日

法人規程第1号

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第百十八号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、法第22条第2項及び公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成19年広島県規則第40号)第2条に規定する事項を定め、公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。)の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、広島県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(内部統制に関する基本事項)

第3条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令、広島県の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備し、継続的な見直しを図るものとする。

2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役員及び職員(以下「役職員」という。)その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。

3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程を整備することとする。

4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

第4条 法人は、役職員の職務の執行にあたり、法又は他の法令、広島県の条例若しくは規則又は定款、法人の定める規程に違反する事由が発生した場合における、違反した役職員に対する懲戒に関する規則その他の対応の指針をあらかじめ定めるものとする。

2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。

3 法人は、定期的な人事ローテーションの確保、長期在籍者の把握、必要な研修の実施その他の業務の適正を確保するために必要と考えられる人事管理の方針の整理に努めるものとする。

第5条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(法人運営に関する基本事項)

第6条 法人は、その運営に係る基本理念を定め、これを公表するものとする。

2 法人は、役職員の倫理に関する規程を定めるものとする。

第7条 法人は、業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順を明らかにするとともに、役職員は、その過程における確認機能を着実に果たすものとする。

2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施にあたり必要とされるマニュアルの整備、効率的な業務運営を可能とするための情報システムの整備及び業務変更に伴う情報システムの速やかな改変を行うものとする。

(理事の分掌に関する事項)

第8条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画等の策定に関する事項)

第9条 法人は、中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。)について、役員会、経営審議会及び教育研究審議会の関与その他の中期計画等の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画等に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項)

第10条 法人は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的実施することとし、役員会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法第78条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものとする。また、評価活動を通じ、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。

3 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第11条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程の整備に努めるとともに、以下の取組を行うものとする。

- (1) リスク管理を統括する組織の設置
- (2) 把握したリスクを低減するための検討
- (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し
- (4) 把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理

第12条 法人は、事故、災害その他の緊急時における防災業務計画等を策定するものとする。当該計画には、以下に係る事項を定めるものとする。

- (1) 計画に基づく訓練等の実施
- (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
- (3) 緊急事態発生時における初動体制
- (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施

2 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画等を策定するものとする。

3 法人は、反社会的勢力への対応のあり方についての方針を整備するものとする。

第13条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。

第14条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。

(入札・契約に関する事項)

第15条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、以下の取組を行うものとする。

- (1) 契約の適正な履行に関する審査を行うための委員会の活用
- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第16条 法人は、研究活動について、以下の事項を確保するための規程を整備するものとする。

- (1) 内部牽制機能による研究費の適正経理
- (2) 研究不正の防止
- (3) 知的財産の保護

2 法人は、特に厳格な規律を要すると考えられる研究を実施する際のリスクの明確化に努めるものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

第17条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規則の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する規則を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。

第18条 法人は、その意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するために、文書の適切な保存管理及び文書情報公開に関する規程を整備するものとする。

第19条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第20条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下に係る事項を定めなければならない。

- (1) 監事が有する権限
- (2) 監査の結果に係る理事長への報告
- (3) 監査の結果の業務への適切な反映
- (4) 監査の結果に対する改善状況の監事への報告
- (5) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事項がある場合の監事への報告義務
- (6) 法人の意思決定に係る文書の閲覧

第21条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。

- (1) 役職員による監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
- (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
- (3) 監事の重要な会議への出席
- (4) 監事及び会計監査人の連携
- (5) 監事及び内部監査担当部署との連携
- (6) 監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
- (7) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限
- (8) 監事による法第13条第6項に規定する書類の調査

第22条 法人は、第20条に定める監事及び監事監査に関する規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かななければならない。

第23条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第24条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する措置状況を、理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第25条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下に係る事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告

(業務の委託)

第26条 法人は、公立大学法人県立広島大学定款に規定する業務の一部を委託して実施することが効率的かつ効果的であると認められるときは、当該業務を委託することができる。

(委託契約)

第27条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第28条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

(その他)

第29条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、広島県知事の認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年法人規程第〇号)

- 1 この業務方法書は、広島県知事の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の業務方法書により、法人において定めることとされた内部規程については、平成31年3月31日までに整備するものとする。

(現行)

公立大学法人県立広島大学業務方法書

平成19年4月1日

法人規程第1号

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年広島県規則第40号）第2条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により広島県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、公立大学法人県立広島大学定款に規定する業務の一部を委託して実施することが効果的かつ効果的であると認められるときは、当該業務を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

(その他)

第6条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、広島県知事の認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。